

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「主幹（副課長を含む。（第四百十条の二の表中欄において同じ。））又は副所長（副場長、支所長、部長及び担当部長を含む。（第四百十条の二の表中欄において同じ。））」を「職にある者（本庁にあつては主幹又はこれに相当する職以上の職にある者、地域機関にあつては担当部長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。）」に改める。

第三十八条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条第一項中「を作成」を「の作成及び会計伝票の発行を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、追給又は返納を要しないものは、会計伝票の発行を要しない。

第四十六条第一項の次に次の二項を加える。

2 前金払をしている場合における部分払の額は、前払金に既納部分又は既済部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を、前項の規定による部分払の額から差し引いた額とする。

3 部分払の支払回数は、次の各号の定める回数範囲内において行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 一 契約金額が二千万円未満の場合 一回
- 二 契約金額が二千万円以上五千万円未満の場合 二回
- 三 契約金額が五千万円以上一億円以下の場合 三回
- 四 契約金額が一億円を超える場合 一億円を超える金額につき五千万円を増すごとに前号の回数に一を加えた回数

第一百九条の三第二項第一号中「又は都市ガス」を「、都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第一百二十九条を次のように改める。

（落札者の決定の失効）

第一百二十九条 管理者又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、

当該決定を落札者に通知した後、落札者に対して、締結する契約の内容を記載した書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から五日（その期間中に埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。）以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第三百三十八条第二項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百十条の二中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

支出命令		支出負担行為						行為の種類		
総務課長	管理部長	地域機関において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	所長	本庁において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	課長	部長	局長	管理者	行為を行う者	補助するもの
総務課長	管理部長	地域機関において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	所長	本庁において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	課長	部長	局長	管理者	行為を行う者	補助するもの
所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者	総務課長	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の課長又は所長	部長及び課長又は所長	局長及び部長	局長及び部長	局長及び部長

支出命令	所長	本庁において第八條の四第一項の規定により専決を行う者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者
		地域機関において第八條の四第一項の規定により専決を行う者	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者
支出負担行為に関する確認	本庁の企業出納員	財務課の所管の主幹及び主査	財務課の所管の主幹及び主査
支出	本庁の企業出納員	財務課の所管の主幹及び主査	財務課の所管の主幹及び主査

第四百四十三條の三第一項中「第二四四十三條の二第一項各号」を「第二四四十三條の二の二第一項各号」に改める。

別表第二費用の表「節」の項中「賃金」を削る。

別表第三費用の表「節」の項中「賃金」を削る。

別表第七の二中

賃	金				○	◎			
---	---	--	--	--	---	---	--	--	--

を削り、備考中「固定資産の取得に係る工事請負費」を「修繕費、固定資産の取得に係る工事請負費」に改める。

別表第七の三中

賃	金	支出決定のとき。	支出しようとする額	
---	---	----------	-----------	--

を削る。

様式第四十六号（四）の規定中、「平成」を削る。

様式第48号(1)

資 金 前 渡 精 算 書

決 裁 欄	
-------------	--

受 領 年 月 日	受 領 額	支 払 済 額	差 引 額 (も ど し 入 れ) 額
年 月 日	円	円	円
事 由			

上記のとおり支払証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

受 領 者
職
氏 名

④

様式第四十八号を様式第四十八号(二)とし、次のように改める。

様式第48号(2)

概 算 払 精 算 書

決 裁 欄	
-------------	--

支 出 年 月 日	支 出 額	精 算 額	差引額(もどし入れ)額
年 月 日	円	円	円
債 権 者	住所 氏名		
事 由			

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

支出命令権者

職

氏 名

④

様式第七十八号（二）の規定中、「平成」を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。